⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑨　略］
⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑪　［略］
⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項
①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）
⑷　［略］
⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹～⑽　［略］
［２～７　略］

第２号様式

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

（記載上の注意）
［１～７　略］
８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
⑵　収益を理解するための基礎となる情報
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。
⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
９～11　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑨　同左］
［加える。］

⑩　［同左］
［加える。］

⑶　［同左］
⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～⑿　［同左］
［２～７　同左］

第２号様式

損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

（記載上の注意）
［１～７　同左］
［加える。］

８～10　［同左］